

✚ 貨物概要

甲がプラスチック、本底がゴムから成るサンダル
鼻緒タイプで、甲の部分のストラップを中底にプラグ止めしたもの

✚ 分類

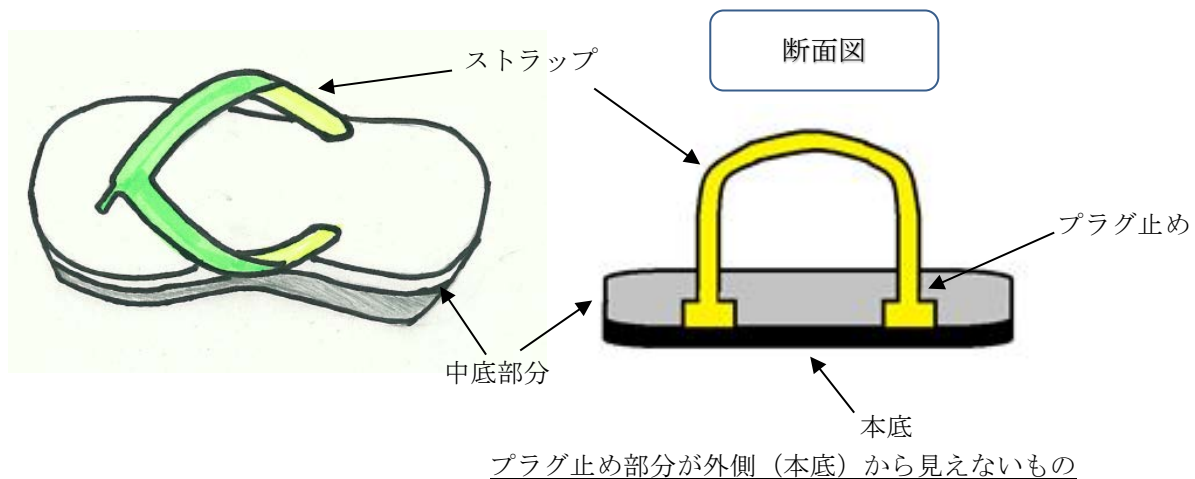
関税率表第 6402.20 号（統計番号 6402.20-000）の甲の部分のストラップ
又はひもを底にプラグ止めしたものに限る履物

✚ 分類理由

本品は、甲の部分の全てのストラップがプラグ止めにより中底に固定されたものであり、関税率表解説第 64.02 項（e）に該当するものと認められますので、上記のとおり分類されます。

✚ 分類ポイント

甲の部分のストラップ又はひもをプラグ止めしたものは、全てのストラップ又はひもの端がプラグ止めされていない。



※なお、プラグ止め部分が外側から見えるものも、同様に分類されます。





注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）